

附属機関の会議の公開等に関する取扱い

第 1 趣旨

この取扱いは、八戸市附属機関の設置及び運営に関する要綱（平成12年4月1日施行）第 5 条第 2 号及び第 6 条の規定に基づく附属機関の会議及び会議録等の公開に関して必要な事項を定めるものとする。

第 2 会議の公開基準

附属機関の会議は、法令等の規定により非公開とされているものを除き、原則として公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 八戸市情報公開条例（平成14年八戸市条例第 6 号。以下「情報公開条例」という。）第 7 条各号に掲げる情報に該当する事項について審議等を行う場合
- (2) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障の生ずることが予想される場合

第 3 会議の公開又は非公開の決定

- (1) 附属機関の会議の公開又は非公開の決定は、第 2 「会議の公開基準」に基づき、当該附属機関の長が当該会議に諮って行うものとする。
- (2) 附属機関は、会議の全部又は一部を非公開とすることを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

第 4 会議の公開の方法等

- (1) 附属機関の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。ただし、次のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。
 - ア 刃物その他危険な物を持っている者
 - イ 酒気を帯びていると認められる者
 - ウ その他会議の秩序を乱すおそれがあると認められる者
- (2) 附属機関の長は、公開する会議において傍聴を認める者の定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けなければならない。
- (3) 傍聴希望者数が前号の定員を超えた場合には、原則として、先着順により決定するものとする。
- (4) 附属機関の長は、会議の傍聴者に会議資料を提供するよう努めるものとする。
- (5) 附属機関の長は、会議を公開するに当たっては、当該会議が公正かつ円滑に行われるよう、会場の秩序維持に努めなければならない。

第 5 会議の開催の周知

会議を開催するに当たっては、次に掲げる事項を市ホームページに掲載するとともに、本庁、サービスセンター、公民館等への掲示又は配架、報道機関への情報提供等により、その

周知に努めるものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要がある等やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 議題
- (4) 公開・非公開の別（非公開のときはその理由）
- (5) 定員
- (6) 傍聴の受付方法
- (7) 問合せ先
- (8) その他

第6 会議録の作成及び公開

- (1) 附属機関の会議録は、会議の公開・非公開に関わらず、速やかに作成するものとする。
- (2) 公開した会議に係る会議録及び会議資料は、会議において公開しないこととした情報を除き、市ホームページへの掲載及び情報公開コーナーでの閲覧の方法により、一般の利用に供するものとし、非公開の会議に係るものについては、可能な限り公開に努めるものとする。
- (3) 前号の規定による会議録等の公開は、当該公開の日から少なくとも2年間これを行うものとする。

第7 その他

この取扱いの運用に当たって必要な事項は、市長が別に定める。

附

この取扱いは、平成20年4月1日から実施する。ただし、第6の規定は、平成21年4月1日から実施する。

附

この取扱いは、平成25年4月1日から実施する。